

栃木市市民会議 会議録

会議名：自治基本条例部会

日 時：令和7年12月17日（水） 午後7時00分から午後8時00分

会 場：市役所 302会議室

出席者数：10名 事務局：3名

1 開会

2 部会長あいさつ

3 議 事

意見に対する対応方針案について

《事務局より説明》

委員) 第5条の理由として法的拘束力の強さが義務>配慮義務>努力義務となっているが、義務>努力義務>配慮義務の順ではないか。

事務局) 義務については拘束力があるが、配慮義務、努力義務については法的に拘束力の強さが明確に決まっているものはない。努力義務については結果は問われないが、配慮義務については適切な対応をしていない場合は損害賠償請求される可能性がある。どちらが強いかということに関する明確な答えはないが、一般的にこのような表現をしているところもある。

改正が必要な明確な根拠がないので、改正は行わないと考えたところである。

委員) 多文化共生プランは年度内に完成するのか。国や県の流れの中で作っているものか、それとも栃木市独自の取組みか。

事務局) 現在、検討委員会等で策定を進めており、年度内にできる予定となっている。国の多文化共生プランや、法務省の関連資料を参考にして、市の総合計画等と整合をとって策定していると聞いている。

委員) 指定管理とは違う枠組みで上水道などの公共施設の維持管理を一括して民間企業に委託するような取組みが広がってきてている。こういうものに対しても、指定管理と同様に新たに条例化することになるのか。

事務局) そのような場合には、委託する業者を選定するときに第三者委員会のようなものを設置し、受託先団体が適切に運営できるのか、評価することになると思われる。そのような委員会をつくる時には設置条例が作られる。評価も何もなく委託されるということではなく、その都度適切に条例等によって対応していくことになると思う。

委員) 43条に関して、外国人との交流は自治会運営にも関係てくる。差別や阻害されるということは絶対避けてほしい。自治会には行政から色々な照会が来るが、自治会に入っていない人は度外視されてしまう。そういう部分は問題ではないか。自主防災組織は自治会とは違う組織だが、実質自治会が動いているので、入っていない人が逃げ遅れたらどうするという問題

もある。行政が自治会にどうしてほしいのか、自治会が行政にどうしてほしいのか、連携が難しいのが現実である。民生委員・児童委員やふれあい相談員は自治会に入っていない人にも一生懸命訪問している。そうでないと支援が抜けてしまう。行政には自治会組織の問題を認識して進めてもらいたいというのが個人的なお願いである。

委 員) 提言書に記載はあるが、提言書のイメージはあるか。

事務局) 具体的なものはないが、部会で検討を行い、整理をしてきたものを提言として市長に提出することを考えている。次回の部会に案を提出させていただいて検討していただく予定である。

委 員) 箇条書きか、文章か。今回の資料の方針も全部載せるのか。

事務局) 提言書の書きぶりは文章で、内容については、「解説の修正」「提言」に分類したものを掲載していく考えである。

4 その他

次回は2月開催予定。

5 閉会